

公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について
(概 要)

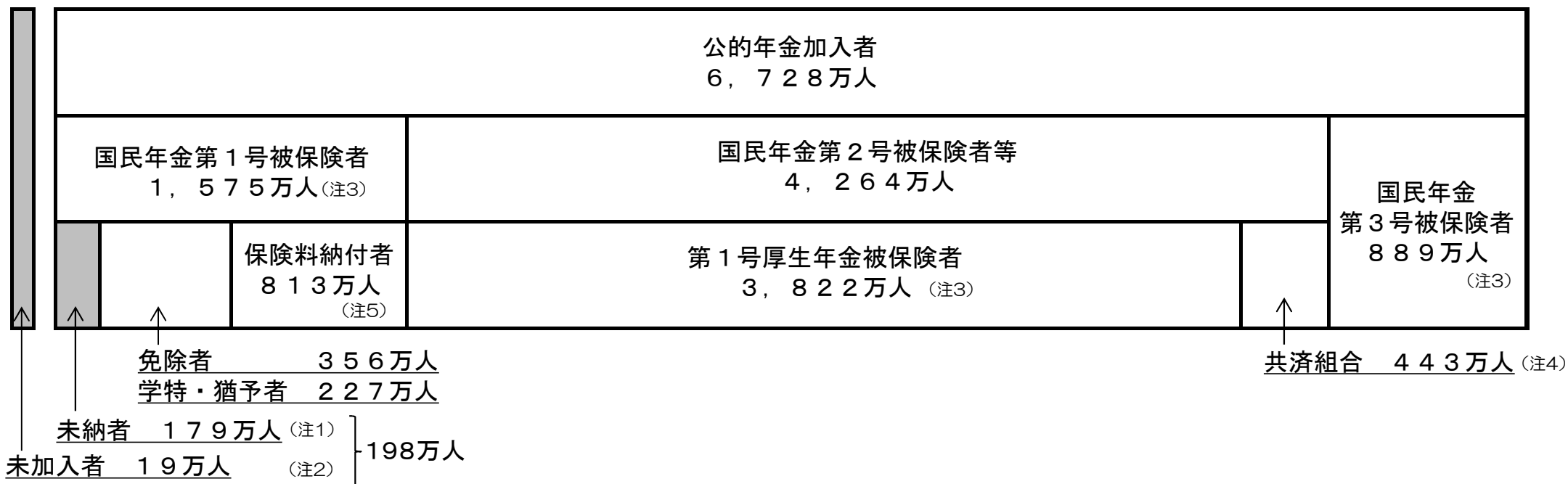
平 成 2 9 年 6 月 3 0 日
厚 生 労 働 省 年 金 局 ・ 日 本 年 金 機 構

公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約97%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約179万人、未加入者（注2）は約19万人。（公的年金加入対象者の約3%）

《公的年金加入者の状況（平成28年度末）》

6. 747万人



注1) 未納者とは、24か月(平成27年4月～29年3月)の保険料が未納となっている者。

2) 平成25年公的年金加入状況等調査の結果に基づく人数

3) 平成29年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者(21万人)が含まれている。

4) 平成28年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

7) 平成29年3月末現在、国民年金第2号被保険者等、国民年金第3号被保険者である者の中には、平成27年4月～29年3月の間に国民年金第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

○口座振替の推進

- ・口座振替割引制度の導入
(H17.4～)
- ・任意加入者の口座振替の原則化
(H20.4～)

(口座振替率)

26年度末	27年度末	28年度末
36% → 35%	36%	36%
407万人	383万人	355万人

○口座振替による2年前納制度の導入

(利用状況)		(H26.4～)	
26年度	27年度	28年度	
29万件	→ 21万件	→ 35万件	

○クレジットカード納付の導入

(利用状況)	(H20.2～)	
26年度	27年度	28年度
146万件	151万件	159万件

○コンビニ納付の導入 (H16.2～)

(利用状況)		
26年度	27年度	28年度
550万件	→ 1,518万件	→ 1,589万件

○インターネット納付の導入

(利用状況)	(H16.4～)	
26年度	27年度	28年度
39万件(※)	→ 313万件(※)	→ 316万(※)

※ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理への切り替え分を含む。

○税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11～)

未納者

市町村からの所得情報（平成29年3月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

- ・質の向上
- ・効率化

文書

H26年度	4,546万件
H27年度	3,810万件
H28年度	4,242万件

電話

H26年度	4,262万件
H27年度	2,129万件
H28年度	3,846万件

戸別訪問（面談）

H26年度	795万件
H27年度	381万件
H28年度	673万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	26年度	27年度	28年度
最終催告状	65,654件	84,801件	85,342件
督促状	46,586件	43,757件	50,423件
財産差押	14,999件	7,310件	13,962件

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10～)
[実績] H27年度 22件 → H28年度 35件

○市場化テストによる外部委託 (H17.10～)

(実施対象事務所数)	(督促件数)
H21年度 312か所	H21年度 2,431万件
H22年度 312か所	H22年度 3,436万件
H23年度 312か所	H23年度 5,227万件
H24年度 312か所	H24年度 6,500万件
H25年度 312か所	H25年度 6,254万件
H26年度 312か所	H26年度 6,131万件
H27年度 312か所	H27年度 3,076万件
H28年度 312か所	H28年度 5,566万件

免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10～)

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10～)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4～)・納付猶予対象者の拡大 (H28.7～)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4～)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4～)
- 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7～②申請免除手続きの簡素化H21.10～③所得に係る税末申告者の申請手続きの簡素化H26.10～)
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4～)
- 免除委託制度開始 (H28.4～)

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供